

事業者の個人情報の取扱いに関する指針

1 はじめに

情報処理技術と通信技術の発展による情報化の進展は、大量かつ広範な情報の処理と伝達とを可能にし、これに伴い、事業者の事業活動においても、様々な個人情報が大量に収集され、利用されるようになった。このことは、社会に様々な利便をもたらす反面、事業活動において個人情報が不適正に取り扱われた場合、個人の権利利益を侵害するおそれがあり、その保護については最大限の配慮を払うことが要請されている。

この指針は、こうした状況を踏まえ、個人の権利利益の保護を図るため、事業者が個人情報を適正に取り扱うための拠りどころとなるよう作成したものである。事業者が、この指針を十分に尊重し、事業活動の特性に応じた適切な対応をされることを期待する。

なお、個人の権利侵害に直接つながる事業活動は社会的に許されないものであり、個人の権利侵害となる可能性が高い思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、その収集の自粛など特に慎重な取扱いを求めるものである。

2 対象とする個人情報

- (1) この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、個人が特定され得るものをいう。
- (2) この指針は、情報処理の形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

3 個人情報の収集

- (1) 個人情報の収集は、事業者の正当な事業の範囲内で、収集目的を明確にして行うとともに、その目的を達成するために必要な限度を超えないものとする。
- (2) 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。
- (3) 個人情報の収集に当たっては、原則として本人が収集目的を確認できるようにするものとする。
- (4) 本人以外から個人情報を収集するときは、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。

4 個人情報の利用又は提供

- (1) 個人情報の利用又は提供は、原則として収集したときの目的の範囲内で行うものとする。
- (2) 収集したときの目的の範囲を超える個人情報の利用又は提供は、本人の同意を得ること、本人にその目的を確認する機会を与えること等により、原則として本人の了解の下で行うものとする。また、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれのない場合に限るものとする。

5 個人情報の適正な管理

- (1) 個人情報は、取り扱う事業の目的を達成するために必要な範囲内で、正確なものに保つよう努めることとする。
- (2) 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (3) 管理する必要がなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去するものとする。
- (4) 個人情報の処理を外部へ委託するときは、受託者に対し原則として、委託契約において、個人情報の保護のために受託者が講じるべき措置を明らかにするものとする。

6 自己情報の開示等

- (1) 本人から自己情報の開示を求められたときは、原則としてこれに応じるものとする。
- (2) 本人から自己情報の訂正を求められたときは、訂正の内容を確認の上、原則としてこれに応じるものとする。
- (3) 本人から自己情報の利用又は提供を拒まれたときは、原則としてこれに応じるものとする。
- (4) 本人から自己情報の取扱いに関する苦情等があったときは、適切かつ速やかにこれを処理するよう努めるものとする。

7 実施責任

個人情報の取扱いについて責任体制を明確に定めるものとし、この指針に定める諸原則を守るものとする。